
令和元年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

令和元年12月18日 (水曜日)

議事日程 (4)

令和元年12月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第51号 芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第2 議案第52号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第3 議案第53号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第54号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第5 議案第55号 指定管理者の指定について
- 第6 議案第56号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
- 第7 議案第57号 令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)
- 第8 議案第58号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)
- 第9 議案第59号 町民会館改修工事 (建築) 請負契約の締結について
- 第10 議案第60号 町民会館改修工事 (機械設備) 請負契約の締結について
- 第11 発委第1号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
-

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫 10番 小田 武人 11番 川上 誠一 12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------------|-------|------------|------|----------|------|
| 町長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 中西新吾 | 教育長 | 三柘賢二 |
| モーターボート競走事業管理者 | 大長光信行 | 会計管理者 | 村尾正一 | 総務課長 | 松尾徳昭 |
| 企画政策課長 | 池上亮吉 | 芦屋港活性化推進室長 | 水摩秀徳 | 財政課長 | 佐竹 功 |
| 都市整備課長 | 山下洋二 | 税務課長 | 福田雅代 | 環境住宅課長 | 井上康治 |
| 住民課長 | 藤永詩乃美 | 福祉課長 | 吉永博幸 | 健康・こども課長 | 濱村昭敏 |
| 産業観光課長 | 溝上竜平 | 学校教育課長 | 新開晴浩 | 生涯学習課長 | 本石美香 |
| 競艇事業局次長 | 藤崎隆好 | 企画課長 | 浮田光二 | 事業課長 | 木本拓也 |

【 傍 聴 者 数 】 2名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第 1、議案第 51 号から、日程第 10、議案第 60 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告第 16 号、令和元年 12 月 16 日、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 51 号、満場一致により、原案可決。

議案第 52 号、満場一致により、原案可決。

議案第 54 号、満場一致により、原案可決。

議案第 56 号、満場一致により、原案可決。

議案第 57 号、満場一致により、原案可決。

議案第 58 号、満場一致により、原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託されました事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 53 号、満場一致、原案可決。

議案第55号、満場一致、原案可決。

議案第56号、満場一致、原案可決。

議案第59号、満場一致、原案可決。

議案第60号、満場一致、原案可決。

以上であります。報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

令和元年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

令和元年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

令和元年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

令和元年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の

諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第51号の討論を許します。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、川上です。議案第51号と関連して52号に対する反対討論を行います。

この制度は、正規職員を原則とする地方公務員に一年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時・非常勤の大部分を移すものです。改正の主な点は3点あり、第1に臨時的任用、特別職非常勤の厳格化。第2に会計年度任用制度の創設。第3に会計年度職員制度に関する手当支給規定の創設です。

改定の理由としては、第1に地方公務員法の特別職非常勤及び臨時的任用で、要件がそぐわない任用が広がっているため任用要件を厳格すること。第2に地方公務員法の規定で非常勤の職員が報酬、費用弁償の対象とされ、手当支給の対象となっていないことを理由に期末手当などが支給できていない問題に対して、会計年度任用職員制度を創設し手当支給の対象とするものです。

しかし、この改正には、第1に臨時・非常勤の正規化や正規職員の定員拡大など根本的な改善策が示されていません。第2に任用の条件が限定されない会計年度任用職員の創設で、臨時・非常

勤を人員の調整弁として利用している現状が合法化され、地方公務員の無期限任用の原則を掘り崩すことになりかねません。第3に特別職非常勤の会計年度任用職員への移行で地方公務員法が全面適用され、労働基本権の制限や条件付採用期間が生じるなどの問題があります。

会計年度任用職員は、一年を期限とする会計年度単位です。毎年更新されるといっても、いつでも雇いどめができる有期雇用の非正規職員であることは変わりありません。正規と非正規の待遇格差は歴然と残されたまま、一方で正規職員並みに義務や処罰などが厳しく適用されることとなります。また、会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの新たな待遇格差が生まれました。制度の移行により臨時職員の待遇が底上げされることは評価できるものですが、パートタイムの処遇についてはわずかな改善にとどまり、フルタイム職員に設けられた退職手当もありません。フルタイムとパートタイムで待遇格差を温存することは認められません。住民の安全・安心を守るため、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営の原則を堅持すること、本格的・恒常的業務を担う非正規職員を正規化すること、非正規職員の雇用安定、待遇改善をもっと図るべきです。今回の法改正では、国は財政上の理由を持ち出してはならないとしています。そうであるならば、国は人件費削減路線を中止し、非正規職員の処遇改善を進める十分な財源を自治体に示すべきであることを述べて、反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第51号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第52号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに

賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第52号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第53号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第53号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第54号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第54号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第54号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第55号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第55号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第55号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第6、議案第56号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第56号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第56号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第7、議案第57号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第57号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第57号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第8、議案第58号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第58号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第58号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第59号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第59号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第59号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第60号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第60号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第60号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第11、発委第1号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

お諮りします。日程第11、発委第1号については、議会運営委員長より提出されたものであります。この際、提出者の趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論を行った後、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、討論を行います。

日程第11、発委第1号について討論を許します。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

発委第1号、芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、質問の確認ではなく逆質問を含めた反問権の拡大の制度化は、慎重にすべき立場から反対討論をいたします。

議会における一般質問は、議員の持ち時間の中で自分の思いを十分に伝えているはずなので、反問されるような状況はあり得ないと考えます。町政のさまざまな事柄を質問することが議員の役割であり、議員の質問に答えることが行政のあり方だと考えます。そういった点では、執行部から議員に質問することは想定されないと考えます。

議会の議員の発言は、発言自由の原則に基づき最大限に保障されなければなりません。議会は言論の府であり、執行機関を監視するため住民の立場で自由に発言できる場所であり、議員の発言の自由が保障されています。日本国憲法第21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と規定しています。ただし、「議会においては発言は自由であるが、議場の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、議題とは無関係の議員の人身攻撃にわたるような発言は許されない」としています。議員もこれを肝に銘じておかなければなりません。反問権の位置づけやその内容の範囲が地方自治法に見当たらないのは、議会に出席する理事者の発言は説明責任を果たすことであり、もともと反論は想定されていないからです。これを許せば議会は、いつしか町長から上程される議案至上主義の弊害に陥り、議会の機能や権能を議会がみずから放棄することにつながり、二代表制の本質が損なわれると法学者は指摘しています。

今、議会改革を行う上で必要なことは反問権を持たせることではなく、議員の発言時間を十分に保障することや、議員は執行部に反問させるような質問をしないよう質問の水準を引き上げることです。議員は行政をチェックするため、独自の調査で各種の資料やデータを収集する努力をしています。しかし、当局と比べれば情報量に大きな差があることは否めません。そのために、議会活動を補佐する議会事務局体制の人員配置などの強化をし、議員の調査能力を向上させることが必要です。また、反問権の拡大は、議員の質問の趣旨からそれてしまうことにつながりかねないし、強いては議会、議員の行政チェック機能を弱らせることにもつながるとの懸念は払拭できません。

以上のことから、引き続き慎重な議論が必要であると考え、賛成できません。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、発委第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて令和元年第4回芦屋町議会定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前10時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員